

秋田市告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年1月25日

秋田市長 穂 積 志

廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
武田歯科医院	秋田市千秋公園1番23号	令和3年11月30日
こどものクリニック	秋田市泉中央五丁目19番18号	令和3年12月31日